

平成23年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成23年9月21日(水)

議事日程(第5号)

平成23年9月21日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第48号ないし議案第83号
請願第2号及び請願第3号
- 日程第 2 議案第84号 常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議員提案第2号 市長の専決事項の指定内容の変更について
- 日程第 4 議員派遣について
- 追加日程 議員提案第3号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)
- 日程第 2 議案第84号(提案理由説明・採決)
- 日程第 3 議員提案第2号(提案理由説明・採決)
- 日程第 4 議員派遣(採決)
- 追加日程 議員提案第3号(提案理由説明・採決)

出席議員

議長	茅根 猛 君	副議長	山口 恒男 君
1番	藤田 謙二 君	2番	赤堀 平二郎 君
3番	木村 郁郎 君	4番	深谷 涉 君
5番	鈴木 二郎 君	6番	平山 晶邦 君
7番	益子 慎哉 君	8番	菊池 伸也 君
9番	深谷 秀峰 君	10番	高星 勝幸 君
11番	荒井 康夫 君	12番	成井 小太郎 君
14番	片野 宗隆 君	15番	福地 正文 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	沢 畠 亮 君
21番	高木 将 君	22番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	中原 一博 君	総務部長	江幡 治 君

政策企画部長	佐藤 啓 君	市民生活部長	川上 明文 君
保健福祉部長	安田 隆 君	産業部長	井坂 孝行 君
建設部長	菊池 拓夫 君	会計管理者	岡部 芳雄 君
上下水道部長	鈴木 則文 君	消防長	福地利壽 君
教育次長	山崎 修一 君	秘書課長	宇野 智明 君
総務課長	荻津 一成 君	監査委員	中村 弘 君

事務局職員出席者

事務局長	吉成 賢一	主査兼議事係長	関 勝 則
総務係長	榊 一行		

午前 10 時開議

議長（茅根猛君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は 22 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（茅根猛君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 委員長報告

議長（茅根猛君） 日程第 1，委員長報告を行います。

議案第 48 号から議案第 83 号並びに請願第 2 号から請願第 3 号まで、以上 38 件を一括議題として、各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長及び決算特別委員長の報告を求めます。

総務委員長益子慎哉君の報告を求めます。7 番益子慎哉君。

〔総務委員長 益子慎哉君登壇〕

総務委員長（益子慎哉君） おはようございます。総務委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成 23 年第 4 回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第 103 条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第 48 号常陸太田市山田川出水災害危険区域に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第 49 号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第50号常陸太田市市税条例等の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第51号常陸太田市都市計画税条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第52号常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第54号消防ポンプ自動車購入契約について、原案可決すべきものと決定。

議案第55号高規格救急自動車購入契約について、原案可決すべきものと決定。

議案第74号平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

議長（茅根猛君） 次、文教民生委員長深谷秀峰君の報告を求めます。9番深谷秀峰君。

〔文教民生委員長 深谷秀峰君登壇〕

文教民生委員長（深谷秀峰君） 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成23年第4回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条及び136条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第75号平成23年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第76号平成23年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第77号平成23年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

請願第2号教育予算の拡充を求める請願、採択すべきものと決定。

請願第3号早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願、採択すべきものと決定。

なお、請願第3号については、執行部へ送付し、報告を求めるものと決定しております。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 次、産業建設委員長高星勝幸君の報告を求めます。10番高星勝幸君。

〔産業建設委員長 高星勝幸君登壇〕

産業建設委員長（高星勝幸君） 産業建設委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成23年第4回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第53号常陸太田市工事分担金条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第56号水郡線常陸太田駅改良工事平成23年度委託契約の変更契約の締結について、原案可決すべきものと決定。

議案第57号水郡線常陸太田駅改良工事の精算について、原案可決すべきものと決定。

議案第58号訴えの提起について、原案可決すべきものと決定。

議案第59号常陸太田市道路線の廃止について、原案可決すべきものと決定。

議案第60号常陸太田市道路線の変更について、原案可決すべきものと決定。

議案第61号常陸太田市道路線の認定について、原案可決すべきものと決定。

議案第78号平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第79号平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第80号平成23年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第81号平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第82号平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第83号平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(茅根猛君) 次、決算特別委員長深谷秀峰君の報告を求めます。9番深谷秀峰君。

〔決算特別委員長 深谷秀峰君登壇〕

決算特別委員長(深谷秀峰君) 決算特別委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成23年第4回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第62号平成22年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第63号平成22年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第64号平成22年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第65号平成22年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第66号平成22年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第67号平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認

定すべきものと決定。

議案第 68 号平成 22 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第 69 号平成 22 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第 70 号平成 22 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第 71 号平成 22 年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第 72 号平成 22 年度常陸太田市水道事業会計決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第 73 号平成 22 年度常陸太田市工業用水道事業会計決算認定について、原案認定すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

議案第 50 号、議案第 62 号、議案第 63 号、議案第 66 号、議案第 73 号、以上 5 件について、討論の通告がありますので、発言を許します。22 番宇野隆子君。

〔 22 番 宇野隆子君登壇 〕

22 番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第 62 号平成 22 年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定についてを初め、議案第 50 号、議案第 63 号国民健康保険特別会計、議案第 66 号介護保険特別会計、議案第 73 号工業用水道事業会計の決算認定について、以上議案 5 件について、反対の立場から討論を行います。

国の構造改革によって所得格差がますます広がり、市民の暮らしは厳しさが続きました。3 月 11 日に起きた東日本大震災と福島原発は、さらなる国民生活に不安と混乱をもたらしました。このような中で、市民の安全・安心こそ自治体の使命です。防災、防犯、環境など安全・安心のまち、にぎわいと活力のあるまち、子どもやお年寄り、障害者に優しいまちが求められます。そのためにも、高過ぎる国民健康保険税や介護保険料の負担低減、少子化対策、子育て支援の拡充、障害者施策の拡充など、市民生活を守る温かい施策が必要です。

さて、国税庁の民間給与実態統計調査で、年収 200 万円以下の給与所得者が 5 年連続で 1,000 万人を超えていることがわかりました。同調査によると、2010 年の 1 年を通じて勤務し

た給与所得者は4,550万人,年収200万円以下は1,045万人で,全体の22.9%を占めています。特に女性は42.7%に上っています。男女合わせて1,000万人を初めて突破したのは2006年,小泉内閣が推進した構造内閣のもとで,派遣労働者の製造現場への派遣解禁などによって賃金が安い非正規社員の割合が増加し,大企業は正社員の非正規社員への置きかえを進め,人件費抑制によって収益の改善,増加を図りました。働いても貧困から抜け出せないワーキングプアの増大が社会問題となりました。2008年秋,破綻したリーマンショック後,大企業のリストラ,人件費抑制が強まり,年収200万円以下の給与所得者は2009年に1,100万人に迫りました。政権が交代し,2009年秋に民主党政権が誕生した後も賃金を抑える傾向は変わっておりません。

このような構造改革が推進されている中で,本市の市税の歳入が厳しい状況に置かれております。同時に市民の暮らしも苦しい状況に置かれております。平成22年度決算で翌年度に繰り越すべき財源1億7,949万1,000円を差し引いた実質収支は7億1,509万3,543円にもなります。不用額では7億168万492円の多額に上っています。その中には,情報通信管理費約9,000万円も含まれておりますが,制度上,補正減を行うことができずに,多額の不用額になったものですが,確かに制度上,不用額として扱った事業もありますが,決算で7億円を超える不用額は決して少なくはありません。

私は決算委員として決算の審査を行ってまいりました。事業の成果はもとより不用額については,当初予算でも,また努力を要するところが各課に見られ,例えば,総務費の中の市民活動費を1つ例に挙げますと,当初予算額で5,632万円。その後補正をしております。225万4,000円負担増をしております。しかし,支出済額を見れば,当初予算の範囲内で事業を行うことができたと言えます。その上,不用額を約647万円出しておりますが,当初予算を決めるときに,もう少し精査すべきではなかったでしょうか。同じく,防犯灯の設置工事でも不用額約50万円出ております。説明としては,通常ベースで行った,低額で工事ができたためと不用額の理由を述べております。しかし,総合計画後期基本計画の市民アンケートによれば,防犯灯をもっと設置してほしい,こうした要望は,この市民アンケート以前からも多く出ております。このようなことをしっかり踏まえて,当初予算の計上を行ってほしいと思います。

全体的に報酬,報償額に不用額が見られ,中には報酬の当初予算額がそっくり不用額になっている。これも理由はあるにしても問題だと思えます。市内への定住人口を増やすために,新規事業として新婚家庭への家賃助成制度があります。当初予算で720万円組み,決算で203万円助成されました。60件見込んで35件だったということでしたが,この新婚家庭の助成対象条件として5項目上げられております。このうちの1項目に婚姻届出日現在で夫婦いずれも満40歳以下の方とあります。たまたま私の知り合いのお母さんから,娘が結婚した。この娘さん30歳ちょっと超えたばかりでしたが,男性が40歳を少し過ぎておりまして,この制度の対象にならなかったという話を聞きまして,私もこの年齢について検討すべきではないかというような話も担当でいたしましたけれども,例えば,今後定住人口を増やすためのこの新婚家庭への家賃助成制度ですけれども,どちらか一方が満40歳以下であれば,新婚さんなら助成を受けられる

というような制度の改善を求めたいと思います。

複合型交流拠点施設整備費については、内容の見直しの中で基本設計が次年度に見送られ、東日本震災で整備事業は先送りとなりましたが、当初で測量調査費等の予算に私は反対しております。ですから、決算でも当然認められません。市民生活が困難な中で不用額をもっと整理をして、市民の暮らし、福祉向上のための施策に予算を確保し、効率的に執行してほしいと思います。

次に、国民健康保険特別会計についてです。国保税は、収入に比べて個人の支払い能力を超えた高過ぎる保険税のため、大きな負担となっております。

支払準備基金の決算年度末の現在高が、昨年よりも増えて7億6,547万2,444円になっております。これは、平成23年度の基金がプラスされれば基金の保有額は多額に上ります。高過ぎる国保税の引き下げを求める市民の声にこたえて引き下げるべきです。払いたくても払えない人や、滞納すればペナルティが課せられ資格証明書が発行されています。市民の医療を受ける機会を奪う資格証の発行はやめるべきです。そして、多額に積み立てられている基金を取り崩して、また一般会計からの繰り入れを増やして、高過ぎる国保税の引き下げを求めます。

次に、介護保険料特別会計についてです。支払準備基金の決算年度末の現在高は5億8,170万7,494円。これも国保会計と同じように昨年を上回っております。引き下げを求める市民の声にこたえるべきではないでしょうか。今後、平成24年度までに特養ホーム155床の増床が見込まれていると伺っております。待機者の解消にもつながると思います。そういう意味では、一定の準備基金も必要かと思えますけれども、それにしても、この支払準備基金は多過ぎます。次年度の計画の中で、ぜひその基金を活用していただきたい。このように望みます。

次に、工業用水道事業会計についてです。給水事業所数が4事業所ありましたが、昨年9月までで460トン契約水量していた1事業者が撤退して3事業者になってしまいました。一般会計からの決算で2,300万円の繰り入れをしておりますが、この繰り入れによって事業が成り立っており、企業会計として認められません。

議案第50号常陸太田市市税条例等の一部改正についてです。地方税法等の一部を改正する法律に伴って市税条例等の一部改正です。新たにたばこ税や鉱産税などに係る不申告に関する過料が追加され、納税者に対する罰則強化3万円以下が10万円以下に、このように盛り込まれております。この罰則強化により、全国的に本市がということではありませんが、人権を無視した税務調査や滞納処分、差し押さえなど、乱暴な権力行使を一層助長することになると思います。納税者に対する罰則強化には反対です。

以上、議案5件について反対の理由を述べまして、私の討論といたします。

議長（茅根猛君） 以上で討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第48号常陸太田市山田川出水災害危険区域に関する条例の制定について、議案第49号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、

以上2件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号、議案第49号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第50号常陸太田市市税条例等の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第50号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第51号常陸太田市都市計画税条例の一部改正について、議案第52号常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第53号常陸太田市工事分担金条例の一部改正について、議案第54号消防ポンプ自動車購入契約について、議案第55号高規格救急自動車購入契約について、議案第56号水郡線常陸太田駅改良工事平成23年度委託契約の変更契約の締結について、議案第57号水郡線常陸太田駅改良工事の精算について、議案第58号訴えの提起について、議案第59号常陸太田市道路線の廃止について、議案第60号常陸太田市道路線の変更について、議案第61号常陸太田市道路線の認定について、以上11件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第61号まで、以上11件については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第62号平成22年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第62号については、原案認定することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第63号平成22年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第63号については、原案認定することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第64号平成22年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号平成22年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上2件については、委員長報告のとおり、原案認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号、議案第65号については、原案認定することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第66号平成22年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第66号については、原案認定することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第67号平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号平成22年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号平成22年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号平成22年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号平成22年度常陸太田市水道事業会計決算認定について、以上6件については、委員長報告のとおり、原案認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号から議案第72号まで、以上6件については、原案認定することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第73号平成22年度常陸太田市工業用水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第73号については、原案認定することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第74号平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）について、議案第75号平成23年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第76号平成23年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第77号平成23年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第78号平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第79号平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第80号平成23年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第81号平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第82号平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第83号平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、以上10件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号から議案第83号まで、以上10件については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

請願第2号教育予算の拡充を求める請願、請願第3号早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願については、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号、請願第3号については、採択することに決しました。

日程第2 議案第84号

議長（茅根猛君） 次、日程第2、議案第84号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 人事案件につきまして、ご提案を申し上げます。

議案第84号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。次の者を常陸太田市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会委員につきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成23年9月21日提出、常陸太田市市長名であります。

記といたしまして、住所は、常陸太田市西河内下町156番地の2。氏名、根本洋治。生年月

日、昭和37年8月23日でございます。

提案理由につきましては、常陸太田市固定資産評価審査委員会委員根本洋治氏が平成23年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員を選任するため、ご提案申し上げるものでございます。

1ページめくっていただきまして、根本洋治氏の略歴でございますが、これまで平成23年の4月から常陸太田市固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。再任でございます。なお、1期目が非常に短い任期となっておりますのは、前任者の残任期間でございます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第84号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号については、原案同意することに決しました。

日程第3 議員提案第2号

議長（茅根猛君） 次、日程第3、議員提案第2号市長の専決事項の指定内容の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。17番川又照雄君。

〔17番 川又照雄君登壇〕

17番（川又照雄君） お許しをいただきましたので、議員提案第2号について、お手元に配付されました文書の朗読をもって、ご提案申し上げます。

議員提案第2号市長の専決事項の指定内容の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により指定した市長の専決事項の指定について（昭和47年9月30日議決）を別紙のとおり変更するものとする。平成23年9月21日提出。提出者、常陸太田市議会議員川又照雄。賛成者、常陸太田市議会議員荒井康夫、同じく高木将、同じく後藤守、同じく

高星勝幸，同じく深谷秀峰，同じく菊池伸也，同じく益子慎哉。

提案理由でございます。地方自治法第180条の規定に基づき，市長において専決処分することができる議会の権限に属する軽易な事項を議会の議決により規定することにより，市の債権及び債務等について迅速かつ効率的な処理を行うため，昭和47年9月30日に議決した市長の専決処分事項の指定内容を変更するものであります。

次のページに参ります。市長の専決事項の指定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により，下記の事項に関しては市長において専決処分することができる。記。

1，市が当事者である和解（市営住宅管理上のものを除く）でその目的の金額が100万円以下のものに関する事。

2，法律上の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を定める事。

3，市営住宅の管理上必要な訴えの提起，和解及び調停に関する事。

具体的には新旧対照表をごらんください。

以上申し上げまして，議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第2号については，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略したいと思っておりますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって，議員提案第2号については，委員会の付託を省略することに決しました。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので，これにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第2号市長の専決事項の指定内容の変更については，原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって，議員提案第2号については，原案可決す

ることに決しました。

日程第4 議員派遣について

議長（茅根猛君） 次，日程第4，お手元に配付してあります議員派遣についてを議題といたします。

議長（茅根猛君） これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので，これにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣については，地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により，お手元に配付いたしてありますとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって，議員派遣については，お手元に配付いたしてありますとおり決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま，議員提案第3号教育予算の拡充を求める意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し，議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって，議員提案第3号を日程に追加し，議題といたします。

追加日程 議員提案第3号

議長（茅根猛君） 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

議長（茅根猛君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。9番深谷秀峰君。

〔9番 深谷秀峰君登壇〕

9番（深谷秀峰君） 議員提案第3号について、配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第3号教育予算の拡充を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成23年9月21日提出。提出者、常陸太田市議会議員深谷秀峰。賛成者、同じく福地正文、同じく高木将、同じく川又照雄、同じく山口恒男、同じく木村郁郎、同じく藤田謙二。

提案理由、政府においては、教育の機会均等と水準の維持向上及び東日本大震災における教育復興のため、教育予算を確保、充実されるよう意見書をもって強く要望するものである。

次のページに参ります。教育予算の拡充を求める意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことである。特に学級規模の少人数化は保護者などの意見募集でも小学1年生のみならず、各学年に拡充すべきとの意見が大多数である。地方は独自の工夫で学級規模の少人数化を進めてきているが、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっている。

また、今回の東日本大震災において、学校施設の被害や子どもたちの心のケアなど教育の早期復興のための予算措置、早期の学校施設の耐震化など政府として人的・物的な援助や財政的な一層の支援に取り組むべきである。

したがって、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに国負担割合を2分の1に復元すること。

3、東日本大震災における教育復興のための予算措置を十分行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成23年9月21日、常陸太田市議会。提出先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、内閣特命担当大臣（沖縄及び北方対策、地域主権推進）あてとなります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第3号については、会議規則第37条第3項の規定に

より、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。
討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。
お諮りいたします。

議員提案第3号教育予算の拡充を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 以上をもって、今期定例会の議事は、すべて議了いたしました。
閉会に先立ち、市長のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成23年第4回の市議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

今期定例会におきましては、決算に基づく健全化判断比率及び決算の資金不足比率の報告を初め、条例に関するもの、契約関係、そしてまた裁判の訴訟に関する案件、さらには平成22年度の各会計の決算認定、平成23年度の一般会計並びに特別会計の補正予算、人事案件等につきまして、合計39件のご審議をいただきました。全案件につきまして、原案のとおり承認、可決、認定、同意を賜りまして、まことにありがとうございました。議員の皆様の慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

審議の課程におきまして、議案はもとより市政全般にわたるご意見やご要望、ご提言をいただきました。それぞれの趣旨につきましては十分配慮し、取り組んでまいりたいと存じます。

さて、朝夕はめっきり涼しくなりました。本日は台風15号の通過に伴いまして心配をされるところでございます。どうか委員の皆様にはご自愛の上、ますますのご活躍をお祈り申し上げますとともに、引き続き、震災による被害の復旧等並びに原発事故にかかわります放射能対策等につきまして、ご意見をいただき、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（茅根猛君） 今期定例会は、9月6日から本日まで16日間、議員各位には、本会議、委員会を通し慎重にご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げ

ます。

以上をもって、平成23年第4回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員